

## 建築協約の内容

- 敷地内の雪が隣や道路にはみ出て迷惑をかけないように、軒の先端から道路境界線まで1.5m以上離す。(車庫も同様)
- 勾配屋根の場合、落ちた(落とした)雪を敷地内に積む場所が必要なため、屋根面を向けた側は、軒の先端から隣地・道路境界線まで3.5m以上、妻面からは1.5m以上離す。
- 融雪装置等により、屋根面で雪処理できる屋根の場合、軒の先端から隣地・道路境界まで1.0m以上、壁面から隣地・道路境界まで1.5m以上離す。
- 耐雪構造(鉄骨、鉄筋コンクリート構造等の陸屋根に限る。)の場合、軒の先端から隣地・道路境界まで1.5m以上離す。(耐雪構造でも勾配屋根の場合は、屋根面を向けた側は3.5m以上離す)
- 雪国の良好な低層住宅地として位置付けるため、住宅の最高高さを11m以下とする。ただし、基準地盤面は造成時の高さとする。
- 緑豊かな住宅地とするため、コンクリートブロック塀をやめ、緑を活かした垣根、柵とする。
- 良好な景観を形成するため、屋根は寒色系(青、水色など)を避けた色、壁は原色系を避け、白・灰色・茶色系を基調とした色を使用する。

